

関東整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成26年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定 基準※注1	重点化 基準※注2	B/C※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福島県福島市	24.00	イ	①	2.59	(阿武隈川流域)
2	福島県伊達市	9.00	ウ	①	1.89	(阿武隈川流域)
3	福島県耶麻郡西会津町	48.00	ア	①	2.28	(阿賀野川流域)
4	山梨県南巨摩郡身延町	1.00	ウ	①②	2.00	(①富士川流域②下部簡易水道)
5	山梨県南巨摩郡身延町	3.00	ウ	①②	2.00	(①富士川流域②波高島簡易水道)
6	山梨県南巨摩郡身延町	14.00	ウ	①②	2.00	(①富士川流域②下部簡易水道)
7	山梨県南巨摩郡身延町	3.00	ア	①②	2.00	(①富士川流域②湯町簡易水道)
8	山梨県山梨市	2.00	ア	①②	1.84	(①富士川流域②山梨市上水道)
9	山梨県南巨摩郡南部町	4.00	ア	①②	2.40	(①富士川流域②東部簡易水道)
10	静岡県浜松市	5.00	ア	①	2.83	(天竜川流域)
11	静岡県浜松市	3.00	ア	①	3.06	(天竜川流域)
12	静岡県浜松市	3.00	ア	①	3.03	(天竜川流域)
13	静岡県静岡市	12.00	ア	①	2.50	(安倍川流域)
14	静岡県静岡市	14.00	ア	①	4.03	(安倍川流域)
15	静岡県静岡市	4.00	ア	①	3.37	(安倍川流域)
16	静岡県浜松市	10.00	ア	①	2.66	(天竜川流域)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域

②：ダム等の上流など

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。